

Title	アメリカ移民法制の包括的解析
Sub Title	Analysis of American immigration law and policy
Author	大沢, 秀介(Osawa, Hideyuki) 薬山, 欣央(Tsukiyama, Yoshio)
Publisher	
Publication year	2016
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2015.)
JaLC DOI	
Abstract	<p>本研究は、これまでわが国においてあまり紹介されることのなかったアメリカの移民法制について、包括的に検討することを目的として行われた。研究期間は3年間であった。第1年次は、アメリカにおける移民法と移民政策の歴史的関係に焦点を合わせ、その特色を指摘した。第2年次は、わが国におけるアメリカ移民法制の研究動向を調査した。第3年次は、第1年次と第2年次の成果をもとに、現在のアメリカにおけるオバマ大統領による移民法制改革問題を取り上げ、権力分立の観点から検討した。</p> <p>The aim of this research was to analyze the American Immigration Law and Policy as generally and deeply as possible. As Japan inevitably plunges into the aging country, the lessons which development of the American Immigration Law and Policy provides are very valuable for Japan. With this concern, the research has been carried out over the three years. First year, the research focused on the historical development of the American Immigration Law and Policy and found that three characteristics had been there, namely the preferential treatment of white immigrants over the Asian immigrants. Second year, the focus of this research puts on the question how far the Japanese Immigration Policy has been analyzed by researchers. The outcome is not encouraging. Third year, based on the results of the first and the second year, the Dream Act issue was analyzed in connection with the President Obama's presidential orders.</p>
Notes	研究種目：挑戦的萌芽研究 研究期間：2013～2015 課題番号：25590008 研究分野：アメリカ憲法
Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_25590008seika

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 19 日現在

機関番号：32612

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2015

課題番号：25590008

研究課題名(和文) アメリカ移民法制の包括的解析

研究課題名(英文) Analysis of American Immigration Law and Policy

研究代表者

大沢 秀介(Osawa, Hideyuki)

慶應義塾大学・法学部・教授

研究者番号：40118922

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、これまでわが国においてあまり紹介されることのなかったアメリカの移民法制について、包括的に検討することを目的として行われた。研究期間は3年間であった。第1年次は、アメリカにおける移民法と移民政策の歴史的関係に焦点を合わせ、その特色を指摘した。第2年次は、わが国におけるアメリカ移民法制の研究動向を調査した。第3年次は、第1年次と第2年次の成果をもとに、現在のアメリカにおけるオバマ大統領による移民法制改革問題を取り上げ、権力分立の観点から検討した。

研究成果の概要(英文)：The aim of this research was to analyze the American Immigration Law and Policy as generally and deeply as possible. As Japan inevitably plunges into the aging country, the lessons which development of the American Immigration Law and Policy provides are very valuable for Japan. With this concern, the research has been carried out over the three years. First year, the research focused on the historical development of the American Immigration Law and Policy and found that three characteristics had been there, namely the preferential treatment of white immigrants over the Asian immigrants. Second year, the focus of this research puts on the question how far the Japanese Immigration Policy has been analyzed by researchers. The outcome is not encouraging. Third year, based on the results of the first and the second year, the Dream Act issue was analyzed in connection with the President Obama's presidential orders.

研究分野：アメリカ憲法

キーワード：移民法 ドリーム法 不法移民 移民政策 アリゾナ移民執行法 大統領命令 権力分立

1. 研究開始当初の背景

(1) わが国では移民についての学問的関心は高いものがある。とくにハワイやアメリカ本土への移民の歴史については多くの研究がなされてきた。しかし、アメリカ移民法については、歴史的及び社会的背景を踏まえた研究はほとんど見られなかった。

(2) わが国の移民政策に関する政策的提言についても研究は乏しかった。また、政府も移民政策に関する確固とした方針は示してこなかった。ただ、民間の経済界や政党からはしばしば移民政策に対する提言がなされていた。ただし、その際の提言の根拠として、アメリカの移民政策に触れるものは少なかった。

2. 研究の目的

(1) グローバル社会の進展が世界的に見られる中で、わが国でも移民の受け入れが喫緊の課題として認識される必要が生じている。ただし、そこでは移民に関しては国家による外国人の出入国規制のあり方がかわるため、その法制の実現にあたっては慎重な対応が求められている。他方わが国が今後も少子化時代および高齢化社会時代の中で経済的発展を図るためには、移民の受け入れも検討する必要が生じている。

(2) このようなわが国における今後の移民政策の検討にあたっては、「移民の国」として知られるアメリカの移民法制を検討することが必要となる。アメリカの移民法制の変遷とそれを支えた立法府や執行府の対応、そして司法府の判断を明らかにすることによって、わが国における今後の指針に対する示唆を得ることが可能となる。このような点を明らかにすることが、本研究の目的である。

3. 研究の方法

(1) 本研究課題で採られた研究方法として、以下の2点があげられる。第1に、アメリカにおける移民法関連の文献の調査、検討という方法である。アメリカでは、すでに述べたように、「移民の国」と呼ばれる状況の中で、数多くの関連文献が毎年出版されている。アメリカのロー・スクールでは、移民法の分野が必須の履修科目となっている。多くの卒業生もこの分野を専門とする法曹になっている。そこで、アメリカの移民法の文献の中から代表的な書物を時系列的に追うことが必要であると思われたため、まずそのような方法を第1の研究方法とした。

(2) 第2の研究方法として、アメリカで移民法の研究者や実務家からの情報入手や意見交換そしてインタビューを行うという手法を用いた。このような手法は、アメリカのような広大な領土を有する国家のトピックを対象とするときには必須のものである。とくに

にアメリカは連邦制を採用しており、移民法制についても連邦レベルと州レベルの二層構造となっていることも、その方法の採用の有効性を示している。

4. 研究成果

(1) 本研究課題によって得られた成果として、以下で研究の主な成果、研究成果の業績としての有用性を述べた後に、今後の展望について触れることにしたい。まず研究の成果については、これまでの3年間にわたって行った研究の成果を年度順に見ていくことにしたい。

(2) 第1年度の成果としては、慶應義塾大学法学部の機関誌である『法学研究』87巻2号に掲載した論文があげられる。この論文では、2つの点に焦点を当てている。第1点は、アメリカのオバマ政権が移民制度の包括的改革を掲げ、その具体策として提案している内容を紹介しつつ検討することである。この改革は、これまで連邦議会でたびたび提案されてきた正式な入国書類を有しない移民の子弟に対して一定の法的地位を認めようとする法案が可決されない中で、執行府が積極的に対応しようとはかるものである。もっとも、このような執行府の対応には、憲法上の批判も含めて批判も強いものがある。そこで、そのような批判について検討を加えた。第2点は、アメリカの移民法制の歴史的な性格について検討を加えることである。この点について、アメリカの初期の移民法制における州の権限が、なお現在においてもその位置付けをめぐって論争されていることを指摘した上で、具体的にメキシコ系移民をめぐる歴史、現状を中心に検討を加えた。その結果、ここでは、アメリカにおける移民政策の3つの特色、すなわち移民と市民権獲得との密接な関係、移民の中で白人を優遇してきた歴史、移民規制をめぐる連邦と州との複雑な関係が明らかにされた。

(3) 第2年度の成果としては、3つの点があげられる。第1に、アメリカの移民法学者からの情報入手と意見交換をはかったこと、わが国の外国人受け入れ状況を検討したことがあげられる。アメリカの移民法学者の学会には教授レベルと若手研究者レベルの2つが存在する。とくに教授レベルでは、アメリカの移民政策について具体的な政策提言を含めて盛んに議論されていることが見られ、その点でわが国の移民関連学会が政策提言に関して対照的な地位にいたるとの印象を持った。そこで、わが国においてブラジルを中心にわが国に来て工場等で働いている外国人労働者の人々が居住する集住団地として著名な愛知県の保見団地での現地調査を行った。さらに、わが国での外国人労働者の問題に対する施策を具体的に検討するために、静岡県、豊田市、浜松市などを訪れ、

そこで得られた知見を基に論文を執筆した。これが第2の成果である。第3の成果としては、オバマ政権が進める移民制度改革に関する一連の動向に対して、学界がどのような反応を示しているのかを検討した。その結果として、移民制度に関するオバマ政権の政策案に対して、憲法上の観点から権力分立原理に反すると主張する議論を紹介する論文を、松井茂記・長谷部恭男・渡辺康行編『自由の法理 阪本昌成先生古稀記念論文集』(2015年、成文堂)に執筆・寄稿した。その論文の執筆にあたっては、いま述べた批判的な議論を展開する代表的な論者として知られるのが、カリフォルニア大学バークレー校ロースクールのジョン・ユー教授であることから、日本を訪問中であったユー教授を招いた講演会が開かれたのを契機に、ユー教授と意見交換を行った。ユー教授が講演会で示した見解は、オバマ政権の移民制度改革は、大統領命令によって移民制度を改革しようとするものであり、それは本来立法によってなされるべきことを、大統領権限を行使して行うことになるから、合衆国憲法上定められる大統領の誠実法執行の義務に反するというものであった。もっとも、このような見解については、憲法の文言をやや厳格に解釈しすぎているのではないかという印象があり、その点については、前述の論考の中で指摘しておいた。

(4) 第3年度の研究成果としては、3つの点があげられる。第1に、アメリカ憲法研究者による「現代アメリカの憲法問題と司法」研究会において、8月1日に報告を行った。この報告については、その後「移民と憲法問題」と題する論文として改めて作成した。そして、この論文は、2016年中に成文堂から出版される予定の『現代アメリカの憲法問題と司法』と題する書物の中に1つの章の形で所収の予定である。なお、この論文においては、アメリカにおける移民問題の歴史を振り返った後に、正式な入国書類を有しない移民の子弟のうち一定の要件をみたした者に合法的な地位を与えるオバマ大統領の命令に関する合憲性の問題を取り上げた。そこでは、この問題は、移民問題に止まらない行政国家における大統領権限にかかわる権力分立上の問題があるとした上で、移民問題がまさにその焦点にあることを指摘しておいた。第2に、アメリカの移民法およびそれにかかわる憲法問題について、判例報告を積極的に行ったことがあげられる。具体的な研究報告としては、2015年10月10日に学習院大学で行われた「合衆国最高裁判所判例研究会」において、ケリー対ディン(Kerry v. Din, No. 13-1402 June 15, 2015)について「Consular Nonreviewability の法理とデュー・プロセス」と題して報告を行った。また、11月21日には、慶應義塾大学で開催された「アメリカ憲法判例研究会」で、プライラー対ドー(Plyler v. Doe, 457 U.S. 202 (1982))につい

て、「不法外国人児童の入学拒否の合憲性」と題して報告を行った。後者のプライラー事件に関する報告については、アメリカ憲法判例研究会の参加者による寄稿によって構成され、成文堂から2016年中に出版予定の『アメリカ憲法と教育』の1つの章として所収される予定である。第3に、前述した2015年3月に来日したカリフォルニア州立大学バークレー校ロー・スクールのジョン・ユー教授の講演について、邦訳をするにあたって監修を行い、それを慶應義塾大学法学部の機関誌である『法学研究』88巻6号に掲載した。

(5) 今後の展望について、以下のように2点を中心に述べておくことにしたい。第1に、今後のアメリカの移民法制の展開についてである。アメリカの移民法制は、これまでしばしば包括的な制度改革が必要であるとされてきた。ただ、そのような改革の必要性が認識されながらも、その改革はこれまでしばしば頓挫してきた。例えば、連邦議会はこれまでたびたび移民制度改革案を提案してきたが、議案の通過に必要な多数の賛成を得られてこなかった。そのような事情を背景にオバマ政権によるDOMAをはじめとする種々の政策が打ち出されてきた。このような制度改革の停滞が続く背景としては、やはりメキシコ国境と隣接するカリフォルニアやアリゾナ、テキサスなどの諸州に見られる根強い反対が存在しているためと考えられる。もっとも、経済界とくにメキシコ国境沿いの諸州における農園経営者にとっては、安価な労働力を必要とする度合いは高いことも事実であり、その意味では何らかの妥協が成立する可能性が高い。また最近のアメリカ移民法に見られるもう一つの特色は、グローバル社会の進展の中でアメリカの産業界、とくにIT業界を中心に優秀な人材を強く求めていることにあり、この観点から外国人労働者の確保に動く可能性がある。その意味で、今後の移民法の動向には大きな変化が予想される。もう1点は、本研究課題の大きな眼目の1つしてきたわが国における外国人労働者に関する議論が近年それほど目立って行われなくなることがあげられる。もちろん、時折優秀な外国人について、出入国管理法の規制を緩和してわが国での労働を促進しようとする動きも見られるが、それほど継続的な強い主張になっているわけではないように思われる。その意味では、本研究課題が開始されたときと比べ、議論がそれほど煮詰まったものとなっているわけではない。しかし、今後のわが国が突入する少子化社会、高齢化社会の中で、移民問題を検討する意義はますます増大しているといえる。このような中で、アメリカの移民法及び移民政策の研究をさらに深化させることが強く求められており、そのための努力が必要とされている。例えば、オバマ政権の移民制度改革案の合憲性について、連邦最高裁の判決が近々予想されてお

り、それが下された場合には、合憲違憲いずれの判断が下された場合においても、今後のアメリカ移民法の動向に大きな影響をもたらすと考えられるところである。研究の継続の必要性は高いと思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

大沢秀介、移民と憲法問題、大沢秀介・大林啓吾編『現代アメリカの憲法問題と司法審査』(仮題)、成文堂、査読無、2016、未定

大沢秀介、DOMAにおける憲法問題、松井茂記・長谷部恭男・渡辺康行編『自由の法理 阪本昌成先生古稀記念論文集』、成文堂、査読無、2015、211 - 242

大沢秀介・築山欣央、多文化共生施策をめぐる課題 豊田市及び静岡県を具体例として、現代マネジメント学部紀要(愛知学泉大学)、査読無、3巻1号、2014、25 - 42、<https://gakusen.repo.nii.ac.jp>

大沢秀介、アメリカにおける移民政策・移民法に関する一考察、法学研究(慶應義塾大学)、査読無、87巻2号、2014、1 - 28、koara.lib.keio.ac.jp

[学会発表](計3件)

大沢秀介、不法外国人児童の入学拒否の合憲性、アメリカ憲法判例研究会、2015年11月21日、慶應義塾大学(東京都、港区)

大沢秀介、Consular Nonreviewabilityの法理とデュー・プロセス、合衆国最高裁判所判例研究会、2015年10月10日、学習院大学(東京都、豊島区)

大沢秀介、移民と憲法問題、現代アメリカ研究会、2015年08月01日、成文堂(東京都、新宿区)

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大沢 秀介 (OSAWA, Hideyuki)

慶應義塾大学・法学部・教授

研究者番号: 40118922

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

()

研究者番号:

(4) 研究協力者

築山 欣央 (TSUKIYAMA, Yoshio)

愛知学泉大学・客員研究員